

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例案 補足資料

【令和7年1月23日総務省説明資料より作成】

区民生活委員会資料

令和7年6月6日

区民生活部課税課

大学生年代の子等に関する特別控除の創設（案）

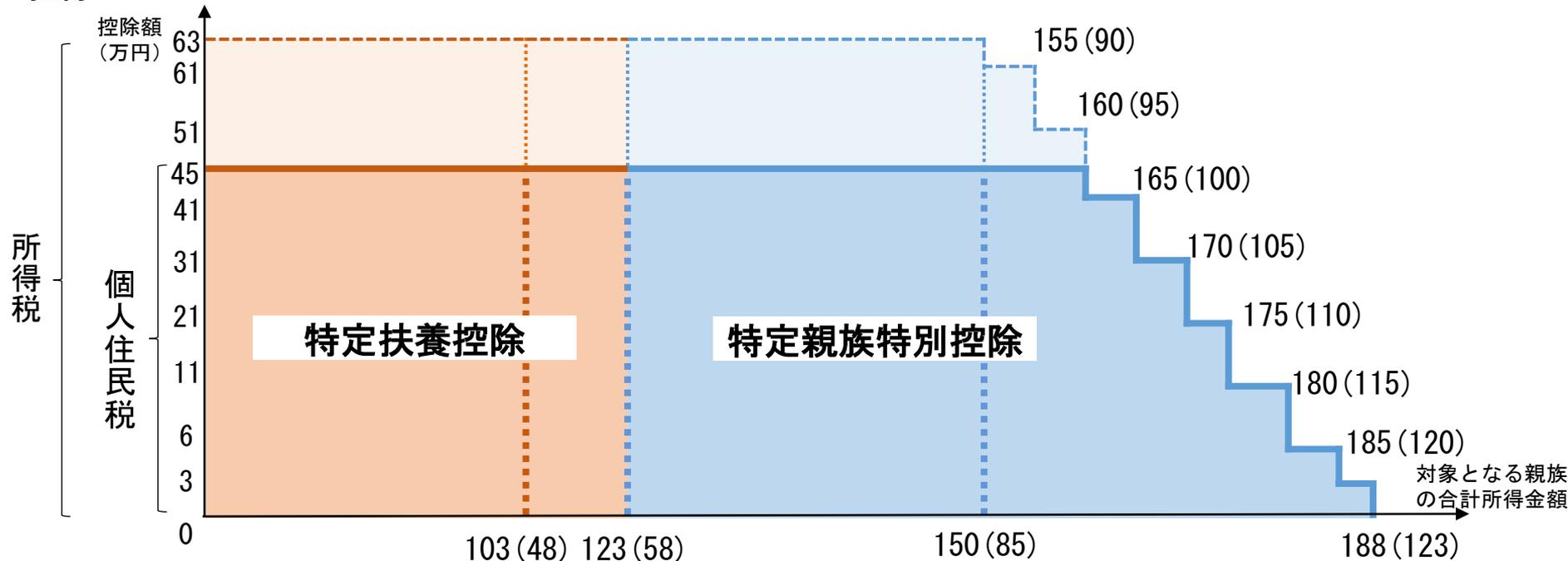
- 就業調整対策の観点から、国税と同様の措置として、大学生年代の子等に係る新たな控除（特定扶養控除と同額の45万円）を創設する。
- 控除対象の子等の所得要件を103万円から150万円に拡大するのに合わせて、子等の所得に応じて控除額を逡減させる仕組みを設ける。

<特定扶養控除と特定親族特別控除の対象>

特定扶養控除 : 給与収入123万円以下である、19歳以上23歳未満の扶養親族（改正前：給与収入103万円以下）

特定親族特別控除 : 給与収入123万円超188万円以下である、19歳以上23歳未満の親族等
（控除額は給与収入150万円から逡減）

<控除イメージ>



加熱式たばこの課税方式の見直し(案)

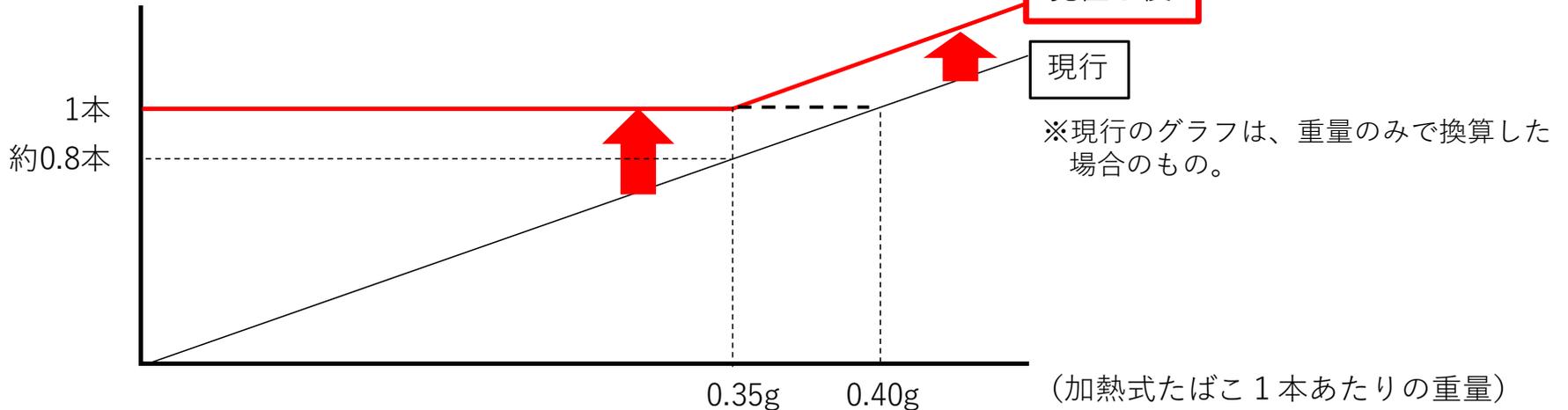
- 国のたばこ税の見直しに伴い、地方たばこ税においても、紙巻たばこよりも税負担水準が低く課税の公平性を欠いている状況を踏まえ、課税の適正化の観点から課税方式を見直す。

1. 課税方式の見直し

現在、重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算している課税方式について、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは1本をもって紙巻きたばこ1本に換算する仕組みとする。

【スティック型の加熱式たばこの場合におけるイメージ】

(紙巻きたばこへの換算本数)



2. 実施時期と経過措置

激変緩和措置として、R8. 4. 1以降とR8. 10. 1以降の2段階で課税方式の見直しを実施。

		課税標準	
		現行	現行の換算本数×1.0
改正案	R8. 4. 1以降	現行の換算本数×0.5+改正後の換算本数×0.5	
	R8. 10. 1以降	改正後の換算本数×1.0	